

質問回答書

質問番号	該当箇所・ページ	質問項目	要旨	回答
1	要求水準書P.5 第2条.設計業務 1.基本事項 (5)設計変更	町は必要があると認めた場合、事業者と協議のうえ設計内容の変更を要求することができる。なお、変更により生じた申請手続および費用に掛かる負担は、事業者負担とする。	設計変更の費用は事業者負担となっておりますが、町の都合による要求水準にない設計変更の費用は協議に応じて頂けますか	要求水準書に記載のない項目・内容等を町が求めた場合、費用等も含めて町と事業者で協議を行い、事業を進めるものとします。
2	事業者選定基準P.3 第4条.その他 5	選考委員会は役職名のみ公表する。	役職名の公表はいつされますか	本質疑回答と合わせて公表を行います。 別添資料1「選考委員について」を参照ください。